

貸渡約款

許可日より施行

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、第38条の細則、法令又は一般の慣習によるものとします。

第2章 予約

第2条 (予約の申込み)

借受人は、レンタカーを借りるにあたって、来店、電話、インターネット等の手段及び当社が専断し当社に代わって予約業務を取り扱う旅行会社等を通じて、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート・カーナビ等オプション類の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という。）を明示して予約の申込みを行うことができます。

第3条 (予約の変更)

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。ただし、当社が専断し当社に代わって予約業務を取り扱う旅行会社等において、予約申込みを行ったときは、当該申込みを行った予約代行業者の営業拠点に対して変更の申込みをした場合のみ、予約の変更ができるものとします。

第4条 (予約の取消等)

借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。

借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。

前2項の場合、借受人は、別に定める方法により予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、予約申込金を受領している場合は、この予約取消手数料と相殺するものとします。

当社の都合により、予約が取り消されたときは、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社より貸渡契約の予約申込金を返還するものとします。

事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社よりその責に帰せしめられる事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社より貸渡契約の予約申込金を返還するものとします。

第5条 (代替レンタカー)

当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」という。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。

借受人が前項の申込みを承諾したときは、当社は車種クラスを予約した時と同じ借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高いときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなる場合は、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。

借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申込みを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰せしめられる事由による場合は第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社より貸渡契約の予約申込金を返還するものとします。

第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰せしめられる事由による場合は第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社より貸渡契約の予約申込金を返還するものとします。

第6条 (免責)

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしなすものとします。

借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡し又は代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合は、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

当社は、この場合、直ちに借受人と連絡するものとします。

第7条 (予約業務の代行)

借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」という。）において予約の申込みをすることができます。

代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、申込みを行った当該代行業者の営業拠点に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができます。

第3章 貸渡

第8条 (貸渡契約の締結)

借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合は除きます。

貸渡契約を締結した場合、借受人は当社第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡契約（貸渡契約）及び第14条第1項に規定する貸渡届出運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び有効免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するために、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」という。）の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。

（注1） 監督官庁の基本通達は、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自第138号、平成7年6月13日）の2（10）及び（11）のことをいいます。

（注2） 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法第119条第1項第4号第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証とします。

4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の写しを本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることができます。

5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。

6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。

第9条 (貸渡契約の締結の拒絶)

借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

(1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。

(2) 酒気を帯びていると認められるとき。

(3) 麻薬、覚せい剤、アルコール等による中毒症状等を呈していると認められるとき。

(4) チャイルドシートを使用する6歳未満の幼児を同乗させるとき。

(5) 暴力団若しくは暴力団関係団体や構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社より貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

(1) 予約に際して定められた運転者と貸渡契約締結時の運転者と異なるとき。

(2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払が滞りがあったとき。

(3) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。

(4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含む。）において、第18条第6項又は第24条第1項記載の行為があったとき。

(5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡契約又は保険料金返還に限り自動車保険が適用されなかった事実があったとき。

(6) 特定車種の利用に際し、別に定める貸渡条件を満たしていない場合（特定車種利用の場合に限る。）

(7) 当社の関係に關し、別当社の従業員その他の関係者に対しては、暴力団行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力団行為若しくは言質を用いたとき。

(8) 賄賂を流布し、又は暴力団若しくは暴力団員を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。

(9) 上記各号の他、当社及び各店舗がレンタカーの貸渡しを不適切と判断したとき。

(10) 別に明示する条件を満たさないとき。

3. 前2項の場合において借受人との間で予約が成立していたときは、予約の取消があったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払を受けていたときは、受領者の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条 (貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払ひ、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領者の予約申込金又は付帯しなかった業者等において、発行したクーポン・金券・商品券等が貸渡料金の一部に充当されるものとします。

第11条 (貸渡料)

貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいうものとし、契約した貸渡期間中に支払う料金を貸渡契約締結前に受領します。また、当社がそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

(1) 基本料金 (2) 特別保険料 (3) ワンウェイ料金 (4) 燃料代又は充電代 (5) 配付品料 (6) その他の料金

基本料金は、レンタカーを貸渡しする時において、当社が地方運輸局運輸課長（兵庫県において兵庫運輸管理課長、兵庫県において兵庫総合事務局長兼運輸課長、以下、第14条第1項においても同じとする。）に届け出て実施している料金によるものとします。

レンタカー・返還料、第1項で受領した料金以外に延長料金、事故による免責金額、休車補償料、返還期変更手数料等の前払金が発生した場合は、返還料を精算をしないといけないものとします。

第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約申込金に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して低くなる方の貸渡料金によるものとします。

5. 貸渡料金は、細則で定めるものとします。

第12条 (借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

当社は、前項の変更による貸渡料金の増減が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。この場合、当初の貸渡期間終了前までこの貸渡料金を返却するものとします。

借受人は、第1項に従って貸渡期間を延長する場合は、貸渡期間以外の借受条件すべてに前項の貸渡契約と同一とし、変更後の貸渡期間に対する貸渡料金を当社に支払うものとします。

第13条 (点検整備及び確認)

当社は、道路交通法第48条（定期点検整備）に定める点検を、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

当社は、道路交通法第47条の（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

借受人又は運転者は、前2項の点検整備の結果を記載した点検表、車検記録簿及び車検用品の検査によってレンタカーの整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

当社は、前項の点検によるレンタカーの整備不良が発見された場合は、直ちに必要な整備を実施するものとします。

5. チャイルドシートは借受人がその責任において適正に装着するものとします。当社が必要な手配をすることがあっても、チャイルドシート装着の責任は借受人が負うものとします。

第14条 (貸渡品の交付、携帰等)

当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸課長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

借受人又は運転者は、レンタカーの使用に際し、前項より交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。

借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

第15条 (管理責任)

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまで期間（以下「使用中」という。）善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、管理するものとします。

借受人が前項の注意義務を怠り、借り受けたレンタカーが盗難、火災、車上死、盗難等の被害を受けた場合、借受人は当社が被った損害を負担するものとします。なお、この場合レンタカーに付保されている保険が適用されません。

第16条 (日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーについて、毎日使用前に道路交通法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条 (禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当社の承諾及び監督官庁の許可等を受けないことなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的で使用すること。

(2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡届出に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。

(3) レンタカーを車検、又は他の用途の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

(4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改修し、又は改装する等その原状を変更すること。

(5) 当社の承諾を受けないことなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技で使用し又は地車の牽引若しくは後押しに使用すること。

(6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

(7) 当社の承諾を受けないことなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

(8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。

(9) 当社の承諾を受けないことなく、レンタカーに装着されているオーディオ、カーナビ及びその他の他付属品を取り外し、車外に持ち出すこと。また車載工具、装着タイヤ、スペアタイヤ等を当該レンタカー以外に用いること。

(10) 当社の承諾を受けないことなく、ペダルを同乗させること。また承諾を受けた場合は、その変更をしないこととする。

(11) 電気自動車又は充電車の不適切な充電により、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。

(12) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

第18条 (違法駐車の場合の措置等)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関する行為を違法とするときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に届出して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

当社は、警察からレンタカーの放置場所等の通知を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までこの取扱い警察署に届出して届出を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーを警察署から移動させた場合は、当該移動により、自らレンタカーを警察署から引き取る場合があります。

当社は、前項の届出を行った後、当社が判断により、違反処理状況を交通反則告知書又は届付書、領収書等により確認するものとし、処理されない場合は、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社が借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に届出し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

当社は、当社が必要と認めるときは、警察署に対して自認書及び届出等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要と協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める非明記式自認書及び自認書等の提出を求め、その提出を拒否する等必要な措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

借受人が道路交通法第51条の4第1項の放置駐車を納付命令を受け放置駐車金を納付した場合は借受人若しくは運転者の探検に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合は、当社が借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

(1) 放置駐車金相当額 (2) 当社が別に定める駐車違反金 (3) 探検に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6. 当社が前項の放置駐車金相当命令を受けながら、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社が借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとします。

